

CREATE HOPE in the WORLD



世界に希望を生み出そう

2023～2024年度RI会長
ゴードン R. マッキナリー

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

★事務所：神奈川県平塚市豊原町22-13 TEL/FAX：0463-36-2255

★例会：第1・第3・第5 木曜日 12:30～13:30 大磯プリンスホテル TEL：0463-61-1111 FAX：0463-61-6281
会長 瀬戸 亨一 会長エレクト 田中 敏治 幹事 新宅 文雄

第2582回

例会

令和5年12月7日 No.13

■司会：鈴木 美乃

■点鐘：瀬戸 亨一

■合唱：君が代・奉仕の理想

◇プログラム・12月14日：休会 ・12月21日：夜間例会・年次総会・懇親会 ・12月28日・1月4日：休会

◇出席報告

例会	会員数	出席数	出席率	メイクアップ	修正出席率
2582回	15(14)	9	64.29%	—	—
2580回	15(14)	9	64.29%	10	71.43%

◇欠席者（5名）

原、太田、石山、井上、河本さん

◇メイクアップ（1名）河本さん

◇ゲスト：

・ダヴィットさん（青少年交換留学生）

◇点鐘

こんにちは、今年の例会も21日の夜間例会を含めて後、2回となってしまいました。

気温の寒暖差が激しいので、体調には十分注意して過ごして下さい。

本日も楽しく例会をしましょう！

点鐘します。

◇おめでとうございます



新宅文雄幹事

ポール・ハリス・フェロー 6回目



◇ダヴィットさん（青少年交換留学生）



皆さんのお陰で沖縄へ修学旅行に行つて来ます。
日本の文化をいろいろ学んで来ようと思います。

2年生は英語でコミュニケーションしている様子、3年生は校長先生と面接形式で将来の考えを話している中で、英語が好きだから留学したいと言っている子が紹介されています。

今や英語が出来るようにならないといけないのだと思われましたし、しっかりした考えを持っている子がいるのだと感心致しました。

そして12月2日に青少年交換留学生 オリエンテーションがあり、廣川康希君と共に私も参加して来ました。

2024-25出発組の学生の皆さんがそれぞれ自己紹介をされました、留学への夢、希望、憧れ行く先の国を選んだ理由等を発表してくれました。現在中学3年生の子も含め、自分には全くなかった考えであったりする個々の考えをしっかりと伝える能力を持っていて、感心致しました。

中には英語で自己紹介をする子も居ました。

インバウンドの学生は自国のクリスマスの過ごし方が題材で発表をしてくれました。

ダヴィット君はポーランドのクリスマスを話されて、日本語も流暢でとても聞きやすかったです。

配付物にゴルフに参加した写真があると思いますが、その中に私も入っていて20人中ビリから2番でした。12月21日は総会がございませう。

会長エレクトの立候補される方居られましたら、当日挙手お願い致します。

◇会長報告

瀬戸亨一会長



地区大会に出席してきました。

ダヴィット君は大変残念なことに体調不良でお休みでありました。

我が大磯クラブの出席者は新宅さん、田中さんと私の3名でした。

RI会長代理：足立功一さんは釧路北ロータリークラブの方で聞き手を飽きさせないとても話の上手な方で、RI会長代理の話の聞いた事が出席して良かったと思えるくらいでした。

2月3日は第8グループのIMです。出席者は増えてくれることを願って、例会の度に出席を促していこうと思っています。

国府中学校のたよりを配付致しました。大磯まつりのステージにて吹奏楽の演奏をした報告が掲載されています。

このお便りは国府中学校の生徒、保護者の皆さんに配付されています。

◇幹事報告

新宅文雄幹事



#、皆様のテーブルの前にあるミカンは守屋さん、カレンダーは瀬戸会長からのプレゼントです。守屋さん、瀬戸会長有難うございませう。

#、ロータリーの友誌11月号に、日本酒の菊正宗＝創業1659年の社長嘉納治郎右衛門さん（大阪RC）を訪ねて、の中で講道館柔道の父・嘉納治五郎は分家筋に当たるそうです。初めて知りました。

12月は疾病予防と治療月間 リソースのご案内
(国際ロータリー日本事務局業務推進室)

疾病との闘い：誰にとっても「健康であること」は何より大切。でも、基本医療を受けられない人は世界で4億人とされています。

国際ロータリー日本事務局財団室から12月号が届いております。

・大口寄付 (10000ドル以上のご寄付者) 2023. 10. 19~11. 24 平塚西RC山田雅孝 8名

・野生型ポリオウイルス症例数2023. 1. 1~11. 21
パキスタン5 アフガニスタン6

・寄付総額上位5か国 2023. 11. 28現在
米国3000万ドル、韓国939万、インド603万、日本552万ドル、台湾408万ドル、

2024年1月より英文のRotary誌が12ドルから18ドルに値上がりします。

ロータリーの公共イメージ向上について

・魅力的なストーリーを伝えて地元の新しいグループと参加の基盤を広げる。

・ロータリーへの参加意欲を引き出す。15ヶ国で実施された調査では、73%の人がロータリーについて知りたいと答えています。

2023年11月25日に行われた地区大会の指導者育成セミナーで

「ロータリアンのリーダーシップ」についての講演がありました。

RI会長代理 足立功一様の素晴らしい講演でした。講演要旨を巡回します。

11月26日(日)の本会議ではRIの現況報告、クリエイティブ・ロータリー・イン・ザ・ワールドをスピーチされ、素晴らしい講演でした。講演要旨を巡回します。

2023年12月のロータリーレートは1ドル=147円です。

第8GのIMは2024年2月3日(土) 13:00 場所=平塚ブレジール

IMテーマは「地域発-学びの子どもたちと共に」
“不登校”です。

大磯RCクラブ協議会を開き、不登校ってなに？ 不登校は悪い？ 子どもが突然「不登校」に陥ってしまった時あなたはどの様に接しますか？ 不登校児への対応方法は？

について皆様と共に勉強したいと思います。

#、次回は夜間例会です。12月21日(木) 18:00~
大磯プリンスホテル

#、本日の配布物は、会報2579号、2580号、2581号、
ロータリーの友誌 12月号、大磯まつり会計報告、

大磯町立国府中学校の学校だより第9号、11月理事会議事録、

◇委員会報告：

☆出席報告

布川史明委員



☆スマイルボックス

藤田真喜子委員



・瀬戸亨一会長：布川さん卓話たのしみにしています。よろしくお願ひします。

・新宅文雄幹事：布川さんの卓話期待しています。ダヴィッド君ようこそ楽しんで下さい。

・田中敏治会員：布川さん卓話楽しみにしています。今年もあと少しみなさんががんばりましょう。

・布川史明会員：ダヴィッド君ようこそ！楽しんでいてください。

・鈴木美乃会員：ダヴィッドさんようこそいらっしゃいました。新宅さんポールハリスフェロー6回おめでとうござひます。

・越地貞裕会員：みなさんこんにちは。今日宜しくお願ひします。布川さん卓話楽しみにしています。宜しくお願ひします。

・藤田真喜子会員：カレンダーの御礼に！！越地さん、心に沁みる立派な掛軸をありがとうございました。拙宅の床の間に飾りましょうか。そして会長さんからもありがとうございました。

☆越地貞裕会員



11月11日（土）大磯まつり参加・出店支出報告書がありました。

☆田中敏治会員



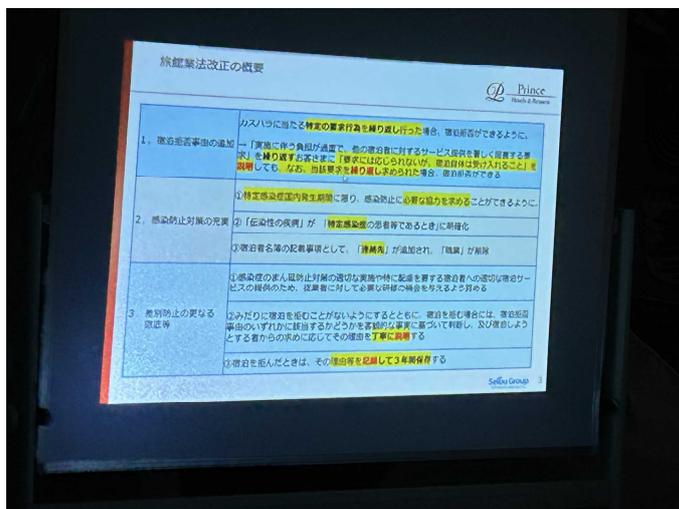
◇ 卓話

◆ホテルや旅館に泊まる前に知っておきたい
「旅館業法」改正のポイント◆
布川史明会員



令和5年（2023年）12月13日から「旅館業法」が変わりました！

旅行や出張の際に、宿泊先で気持ちよく過ごすには、ホテルや旅館のおもてなしや私たちの過ごし方が重要です。ホテルや旅館などの健全な発達を図るとともに、施設の衛生水準を保ち、国民生活を向上させるために「旅館業法」という法律があります。令和5年（2023年）に、この旅館業法が改正され、同年12月13日から、ホテルや旅館の営業者は、カスタマーハラスメントに当たる特定の要求を行った人の宿泊を拒むことができるようになりました。ホテルや旅館が、宿泊するかたにとっても、そこで働く方々にとっても、気持ちよく過ごせる場所となるように、改正のポイントをご紹介します。



1 ホテル・旅館を取り巻く現状

「旅館業法」は、昭和23年（1948年）に制定された法律で、公衆衛生や国民生活の向上などの観点から、

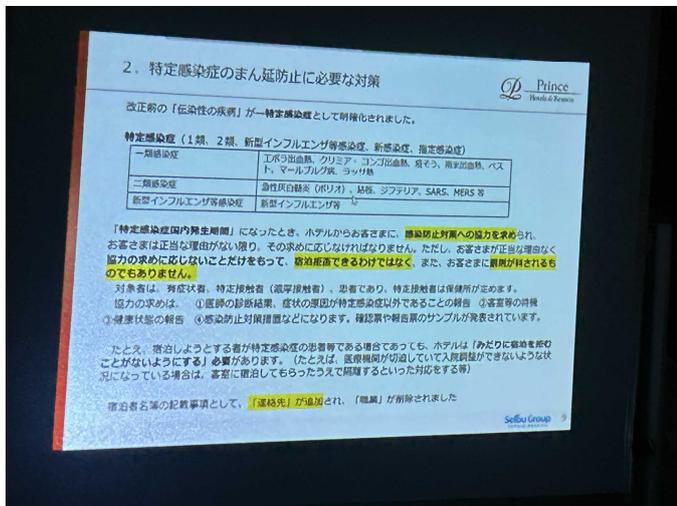
ホテルや旅館の営業者は、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるなどの宿泊拒否事由に該当する場合を除き、宿泊を拒んではならないとしています。

しかし近年では、いわゆる「迷惑客」など、過重な負担であって対応困難なものを繰り返し求められ、対応に苦慮する事例が少なくありません。

こうした現状も踏まえて、令和5年（2023年）6月に旅館業法が改正され、同年12月13日に施行されました。この改正によって、宿泊施設に過重な負担となり、ほかの宿泊者に対する宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返す「迷惑客」の宿泊を拒むことができるようになりました。また併せて、今回の改正により、ホテルや旅館の感染防止対策が充実しました。

2改正ポイント1 カスタマーハラスメントへの対応
日本のホテルや旅館は「おもてなし」文化の象徴とされるものですが、理不尽な要求を繰り返すカスタマーハラスメントに当たる行為は許されるものではありません。

宿泊サービスに従事する従業員に対して行う次のような行為は、新たな宿泊拒否事由に該当するととして、営業者はそれらの行為をする者の宿泊を拒むことができるようになりました。



3改正ポイント2 感染防止対策の充実に向けて
特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、次のような取扱いが行われます。

・営業者は、法令上の根拠をもって、宿泊者に対し、特定感染症の症状の有無などに応じて、必要な限度において感染防止に必要な協力を求めることができるようになりました。

・宿泊者は、正当な理由がない限り、その協力の求めに応じなければなりません。（ただし、協力の求めに正当な理由なく応じないことのみをもって、営業者が宿泊を拒むことは認められません。）

・（※）「特定感染症」とは、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症（注：指定感染症は、感染症法の入院などの規定が準用されるものに限る。）を指します。新型コロナウイルス感染症は、五類感染症に移行しているため、旅館業法における特定感染症の対象外となります（令和5年（2023年）12月現在）。

営業者は、旅館業法によって宿泊拒否をしてはならないと規制されているのと同時に、宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない義務も課せられています。営業者がその義務を果たすためには、相応の法令上の根拠をもって宿泊者に対して感染防止対策への協力を求められるようにする必要があります。こうした改正が行われました。

・このほか、宿泊拒否事由の一つである「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」が「特定感染症の患者等」（※）に改正されました。

（※）人に感染させるおそれがほとんどないと医師が診断したかた（退院基準を満たした結核患者など）の宿泊を拒否することはできません。

・また、宿泊者名簿の記載事項について、「職業」が削除され、「連絡先」が追加されました。宿泊者は、営業者から請求があったときは、氏名や住所に加えて連絡先も告げなければならないこととなります。

・まとめ

・今回の法改正は、ホテルや旅館が誰もが気持ちよく過ごせる場所になることを目指したものです。宿泊者もホテル・旅館の従業員も、この改正を機に、より一層気持ちよく過ごせるようにしていきましょう。

政府広報オンラインより引用

